

令和5年度介護保険事業者第4回集団指導

「動画とパワーポイントによる『令和5年度振り返り編』」・後半

令和6年3月
松江市介護保険課

02 指導項目

- (13) 総合事業（従前型・緩和型A）
- (14) 給付適正化
- (15) 住宅改修
- (16) 福祉用具貸与・販売
- (17) 軽度者への福祉用具貸与
- (18) 負担限度額及び社会福祉法人等による利用者負担軽減制度の手続きの留意点
- (19) 市町村特別給付（在宅復帰支援）

03 おわりに

02

(後半) 指導項目

- (13)総合事業(従前型・緩和型A)
- (14)給付適正化
- (15)住宅改修
- (16)福祉用具貸与・販売
- (17)軽度者への福祉用具貸与
- (18)負担限度額及び社会福祉法人等
による利用者負担軽減制度の手
続きの留意点
- (19)市町村特別給付 (在宅復帰支援)

1. 各種申請にあたっての注意点

- 「付表」中の『主な揭示事項』欄
 - (1) この欄には、運営規程の概要を記載する。
 - (2) 特に『利用料』欄の記載方法に注意する。

総合事業の利用料は「**松江市が定める額**」
(※「厚生労働大臣が定める告示上の額」ではない。)

2. 請求コードの確認

- 「従前型」と「緩和型A」とは同じ加算名称で、同じ金額でも「請求コード」が異なる。

※誤った請求コードだと審査で「不備」処理します。

⇒「不備」の場合、本来は返戻ですが、松江市介護保険課では、電話連絡をした後、請求を通しています。

⇒今後「従前型」と「緩和型A」とで、単価が異なる等がある際には、返戻になる可能性もあります。

- (1) 現在のサービス提供は「従前型」か「緩和型A」の確認
- (2) 請求コードの確認

02

(後半) 指導項目

(13)総合事業(従前型・緩和型A)

(14)給付適正化

(15)住宅改修

(16)福祉用具貸与・販売

(17)軽度者への福祉用具貸与

(18)負担限度額及び社会福祉法人等
による利用者負担軽減制度の手
続きの留意点

(19)市町村特別給付 (在宅復帰支援)

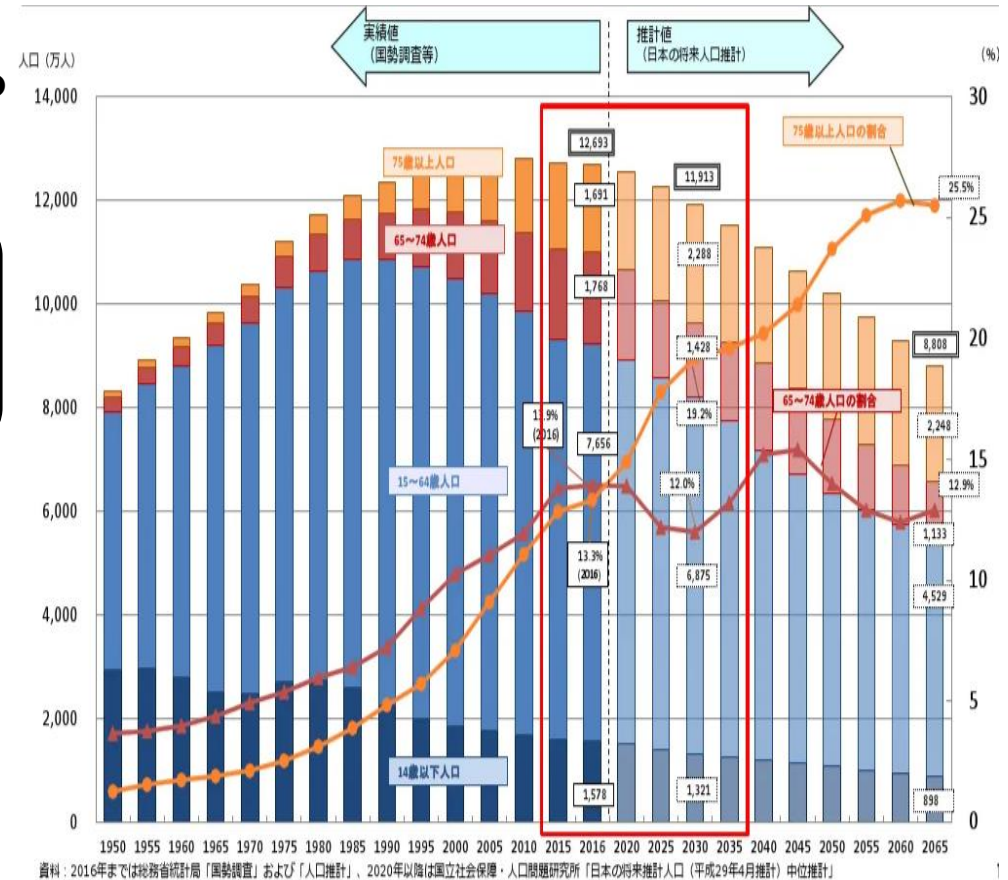
1. 給付適正化とは

- ①介護給付を必要とする受給者を適切に認定
- ②受給者が真に必要とするサービスを
- ③事業者がルールに従って適正に提供するように促すこと。

日本の総人口は減少、**高齢者の割合は増加**、**現役世代は減少**していくことが想定され、認定者と給付費の増加が見込まれている。

不適切な支給の削減、
適切な介護サービスの確保
↓
介護保険の信頼性を高め、
給付費や保険料の増大を抑制

給付適正化を図ることは、
持続可能な介護保険制度の構築に資するものである。



2. 第9期介護保険計画と給付適正化の事業

主要5事業について、厚生労働省の指針では一部再編があったが、R6年度松江市としては引き続き5事業に取り組む予定。

給付適正化の5事業

要介護認定の適正化

認定調査の内容を市町村等職員が点検するもの

ケアプランの点検

居宅介護（予防）サービス計画の記載内容を、市町村職員などの第三者が点検及び指導を行うもの。

住宅改修の点検・福祉用具購入と貸与調査

医療情報との突合・縦覧点検

入院情報等と介護保険の給付情報を突合し、提供されたサービスの整合性の点検を行うもの。

介護給付費通知

サービスの請求状況及び費用などについて通知を行うもの。

【お知らせ】『R5年度松江市介護給付適正化事業介護支援専門員研修会（ケアマネ研修会）（R5.12.4開催）』に参加されたケアマネージャーの方は、先日通知した通り、研修動画「高齢者向け住まいのケアマネジメントの現状と課題」（限定公開）の視聴をお願いします。

3. 給付適正化現地調査（住宅改修・福祉用具）

【ケース①】床材の変更 [賃貸アパートでの事例]（畳→フローリング）

改修理由

歩行器利用・立ち座りに困難さ・移動時の転倒予防

ヒアリング結果・所感

- ・老朽化により畳がたわみ、躓くことがあったため、大家に改修を依頼
- ・費用面からなかなか対応してくれなかった
- ・居室からトイレ等に移動する際の段差解消を希望していた

利用者の給付費が大家に恣意的に利用されていないか

敷居撤去の方が施工費が削減できたのではないか

改修後の床にラグ。真に滑りにくさを理由とした改修であったか

注意点

- ・単に老朽化や摩耗を理由とした改修は保険給付の対象外
- ・段差解消で居室全体のかさ上げをする場合は自己負担部分との按分が必要

【ケース②】 浴槽手すりの購入

購入理由

浴槽の跨ぎ動作に困難さ。**浴槽の跨ぎ動作を補助**し、自宅で入浴するために購入。

ヒアリング結果・所感

- ・湯船につかるのはデイサービスの時のみで、**自宅ではシャワー浴しか行っていない**
- ・シャワー浴の際つかまることができて助かっている

利用者への先を見越したヒアリングは適切だったか
購入後を想定した動作確認が適切に行われていたか

注意点

- ・他の介護サービスの利用状況や身体状況の変化を踏まえ、慎重にヒアリング
- ・**お試し期間**を設けるなどして、身体にあった福祉用具を選択

02

(後半) 指導項目

- (13)総合事業(従前型・緩和型A)
- (14)給付適正化
- (15)住宅改修**
- (16)福祉用具貸与・販売
- (17)軽度者への福祉用具貸与
- (18)負担限度額及び社会福祉法人等
による利用者負担軽減制度の手
続きの留意点
- (19)市町村特別給付 (在宅復帰支援)

1. 理由書に記載をお願いしたい事項（理由書の記載不足）

○病気の既往歴を連ねるだけ・家族構成や利用サービス種類のみ・改修効果の記載なし

- ・単に「不安定・困難・転倒の予防・安心安全に生活できるように」等ではなく
- (1)利用者本人の身体状況から何がどのように不安定・危険なのか
- (2)一人でできること、できないこと、どのような支障が生じているのか
- (3)自立を助けるために真に必要なものか など

具体的に記載することで住宅改修の必要性がより明確になる。

○本人が入院中（入所中）のアセスメント（本人に直接会うことができない）
・利用者の身体状況を的確に判断するため、十分な情報連携を行う

○2階階段への手すり設置

- ・安全性などの観点から生活拠点を1階へ移すことは難しいか
- ・真に利用者のための改修となっているか

○2か所目の外出経路（勝手口、掃き出し口）への手すり設置

- ・外出経路は原則 **1家屋につき1か所**
- ・2か所目の外出経路の**必要性**、洗濯物干場、ゴミ捨て場の**位置変更の検討**

2. 申請時の提出書類の見直し

【平面図】

- ・改修場所だけでなく広い範囲の平面図を提出
- ・既存の手すり、スロープ、福祉用具などの記載
- ・段差・高さの記載
 - 改修内容が段差解消ではないときも段差（高さ）を記載
 - 段差解消の際は、段差が何センチから何センチになるかを記載
- ・スロープの勾配を記載
 - 一般的には1/12～1/15が基本

【写 真】

- ・事前申請時の提出も必須とする

【松江市介護保険住宅改修の手引き（令和4年2月作成）】

- 松江市HPホーム > 健康・福祉 > 【事業者向け情報】医療・福祉関係 > 介護保険 > その他申請書・報告書・届出書等（介護保険） > 住宅改修（事業所向け） > 松江市介護保険住宅改修の手引き（令和4年2月作成）

必要書類、記入例、Q & A等を記載しております。

02

(後半) 指導項目

- (13)総合事業(従前型・緩和型A)
- (14)給付適正化
- (15)住宅改修
- (16)福祉用具貸与・販売**
- (17)軽度者への福祉用具貸与
- (18)負担限度額及び社会福祉法人等
による利用者負担軽減制度の手
続きの留意点
- (19)市町村特別給付 (在宅復帰支援)

1. 福祉用具の貸与・販売の見直しについて

運用開始 令和6年4月1日～

見直しの内容については、「松江市介護保険事業者第3回集団指導（令和6年度介護保険制度改正・基準省令関係編）」に掲載

申請書類等の変更については、改めて周知します。

2. 福祉用具販売の申請について

福祉用具が必要な理由の記入方法

申請書の「福祉用具が必要な理由」部分には、単に「**不安定・困難・転倒の予防・安心安全に生活できるように**」等ではなく、利用者本人の身体状況から何がどのように不安定・危険なのか、どのような支障が生じているのか、そしてその福祉用具は自立を助けるために真に必要なものか、実際の状況を読み取ることができるように以下を参考に具体的な理由を記入。

その福祉用具を購入した理由（付属の機能（※参照）についても記入。）

- ・福祉用具がない状況では、利用者本人にどのような支障が生じているか。
- ・その福祉用具を利用すると、どのように改善できるのか。

※折りたたみ式、はねあげ式のひじ掛け、暖房便座、脱臭機能、シャワー機能（給水工事は除く）、自動ラップ機能等、福祉用具の機能または構造に付加した機能

申請書等への商品名称の記載について

商品カタログの名称を統一して使用

例) 入浴グリップ〔ユクリア〕ユニットバス専用コンパクト脚付 **130S**

02

(後半) 指導項目

- (13)総合事業(従前型・緩和型A)
- (14)給付適正化
- (15)住宅改修
- (16)福祉用具貸与・販売
- (17)軽度者への福祉用具貸与**
- (18)負担限度額及び社会福祉法人等
による利用者負担軽減制度の手
続きの留意点
- (19)市町村特別給付 (在宅復帰支援)

1. 軽度者への福祉用具例外給付とは

要支援・要介護1の者（軽度者）に対する以下の種目については、介護保険給付は**原則対象外**。

車いす
(付属品含む)

移動用リフト

特殊寝台
(付属品含む)

床ずれ防止用具
および体位変換器

徘徊感知器

自動排泄処理装置

※1 尿のみを自動的に吸引するものを除く。尿のみタイプ以外は要介護2および3の者も、原則給付の対象外。

ただし、厚生労働大臣が定める告示に該当する対象者については、以下の【1】【2】の場合、**外的に給付が可能**。

「厚生労働大臣が定める者のイ」の表参照

【1】要介護認定における基本調査結果等に基づく判断があった場合

◆**基本調査結果**により、厚生労働大臣が定める者のイに該当すると判断できるもの

◆基本調査結果に該当する項目がないもの⇒

主治医所見およびサービス担当者会議を通じた

ケアマネジメントにより居宅介護支援事業所等が判断。

車いす及び車いす付属品：アの(二)

移動用リフト：オの(三)

【2】**医師の所見**・ケアマネジメントの判断等を、市町村が**書面等**で確認の上、要否を判断した場合

松江市では、「確認書」、「医師の意見が確認できる書類」、

「サービス担当者会議の記録」、「居宅サービス計画書」

または「介護予防サービス・支援計画書(1)(2)」を提出

医師の所見により状態像が以下に該当

I.状態の変化

II.急性憎悪

III.医師禁忌

2. 軽度者申請における留意点

【要支援1・2または要介護1の方が福祉用具貸与について例外給付を受ける】
特殊寝台（付属品含む）、床ずれ防止用具および体位変換器、徘徊感知器、自動排泄処理装置（※1）については、松江市に事前申請が必要。

※1 尿のみを自動的に吸引するものを除く。

尿のみタイプ以外は要介護2および3の者も原則給付対象外のため申請が必要。

【貸与継続】

貸与計画期間が**終了する前日までに**事前申請する。

【要介護認定の申請中】

要支援1・2または要介護1になる見込みがあれば、**結果が判定される前**に暫定で事前申請を行い、介護度決定後に改めて申請を行う。

**届出の受付日から貸与開始。
遡り給付は原則不可。**

【貸与期間】

貸与期間は計画書の期間内。要支援⇒最長1年間、要介護⇒最長2年間。

【医師の所見が確認できる書類】

「〇〇（福祉用具名）が必要である」等明記してあること。

【担当者会議の記録】 【居宅サービス計画書/介護予防サービス計画書】

- ・なぜ福祉用具が必要なのか明記する。（「立ち上がりの安定のため」等の状態像の説明）
- ・品目名を明記する。（「特殊寝台付属品（介助バー、サイドテーブル）」）

3. 軽度者申請に関する申請もれ

今年度、ある1か月について調査を行ったところ、申請対象者 8名分(19品目) が未提出であった。(利用実績がある申請対象者169名中)

特殊寝台

基本調査結果 1 - 3 (起き上がり)、1 - 4 (寝返り) について、
いずれかが「できない」⇒適切なケアマネジメントにより居宅判断で給付可能
実際は…いずれも「つかまれば可」 ⇒ **要提出**
一方が「つかまれば可」もう一方が「(空欄)」 ⇒ **要提出**

床ずれ防止用具

基本調査結果 1 - 3 (起き上がり) について
「できない」⇒適切なケアマネジメントにより居宅判断で給付可能
実際は…「(空欄)」 ⇒ **要提出**

申請もれにより、事業所への
保険給付ができない場合もあるため、適切な手続きを！！

防止策の例

- 提出チェックリストの作成。
- 提出状況を
管理者がダブルチェック。
- 松江市への提出書類の写しを、
受領印をつけて保管。

02

(後半) 指導項目

- (13)総合事業(従前型・緩和型A)
- (14)給付適正化
- (15)住宅改修
- (16)福祉用具貸与・販売
- (17)軽度者への福祉用具貸与
- (18)負担限度額及び社会福祉法人等
による利用者負担軽減制度の手
続きの留意点**
- (19)市町村特別給付 (在宅復帰支援)

(18) 負担限度額及び社会福祉法人等による利用者負担軽減事業の手続きの留意点(1/2)

1. 制度の理解

(1) 特定入所者介護サービス費 (負担限度額認定)

施設系サービスや短期入所サービスを利用される際、食費・居住費 (滞在費) に関して、**所得の低い方**の負担金額の限度額を設定する制度

(2) 社会福祉法人等による利用者負担軽減制度

社会福祉法人が運営するサービス利用の際、法人が利用料を軽減することで、**所得の低い方**のサービス利用が困難とならないようにする制度

(3) 両制度共通

説明をされる施設・事業所の方へのお願い

必ず制度の要件、必要書類等 (HP掲載) の確認のうえ、松江市に申請をするようご案内下さい。

※施設から「松江市に申請に行くよう言われた」と、具体的な説明を受けないままご来庁されるケースが多く、要件に該当しない場合や、必要書類が不足しており、複数回ご来庁いただくことがあります。

(18)負担限度額及び社会福祉法人等による利用者負担 軽減事業の手続きの留意点(2/2)

2. 認定の一斉更新

○両制度共通

- ・ 認定証の有効期間は**毎年7月31日**までとなります。
- ・ 例年6月下旬に認定をお持ちの方を中心に更新の案内をお送りしています。
この時期については一斉に更新手続き及び審査を行っており、**認定結果の通知及び認定証を8月中旬から**順次お送りしています（案内に発送時期も記載しています）。

介護保険課からのお願い

- ・ 7月下旬～8月中旬にかけて申請者のご家族様から、「認定証の送付はまだですか。施設から早く提出してほしいと言われていています。」という内容のお問合せを多くいただきます。
- ・ 集中するお問い合わせに対応するために審査業務が滞る状況が発生していますので、上記期間でのご家族様への催促等は控えていただきますようご理解・ご協力いただきますようお願いいたします。
- ・ また、申請者の不備等で審査が遅れている場合もありますので、可能であれば月遅れ請求等でご対応お願いいたします。

02

(後半) 指導項目

- (13)総合事業(従前型・緩和型A)
- (14)給付適正化
- (15)住宅改修
- (16)福祉用具貸与・販売
- (17)軽度者への福祉用具貸与
- (18)負担限度額及び社会福祉法人等
による利用者負担軽減制度の手
続きの留意点
- (19)市町村特別給付 (在宅復帰支援)**

1. 概要

介護保険施設等（介護老人福祉施設「地域密着型介護老人福祉施設を含む」・老人保健施設・介護医療院・療養型医療施設・医療療養病床および一般病床）から在宅に復帰する人で、区分支給限度額を超える介護サービスを利用しなければ、在宅での介護が難しい状況にあると認められる場合に、6ヶ月（退院（退所）月を含む）を限度として、区分支給限度額に一定額（区分支給限度額の2割）を上乗せして支給する制度。

※申請は一人1回まで

2. 申請ができる方

- ・ 松江市の被保険者であり、要介護1から要介護5の認定のある方。
- ・ 介護保険料の滞納がない方（滞納による給付制限をうけておられる方は申請不可）
- ・ 本人および家族が在宅復帰（自宅）への意思をもっている方。
（一時的ではなく、当面在宅生活を続ける意思のある方）
- ・ 介護保険施設等（介護老人福祉施設「地域密着型介護老人福祉施設含む」老人保健施設・介護医療院・療養型医療施設・医療療養病床および一般病床）に入所（入院）していた方で、入所（入院）する施設等の主治医・施設長または病院長に退所（退院）を可能と認められ、退所（退院）する予定の方。

3. 申請の前にご確認いただきたいこと

- ①介護認定の変更申請の必要性
- ②在宅復帰に向けた適切なケアプランとなっているか
- ③介護保険以外のサービスの利用の検討
- ④家族からの支援体制の確認

4. 手続き

退院前・退所前カンファレンス等をもとに、
ケアマネジャーが相談・手続きを行う。

※申請前に、介護保険課との事前の相談が必要。

まずは、介護保険課給付係までご相談ください。

03

おわりに

○第1回集団指導

≪内 容≫ 「業務継続計画の策定等」

○第2回集団指導

≪内 容≫ 「令和5年度末まで経過措置が設けられた令和3年度介護報酬等の改定事項関係」

○第3回集団指導

≪内 容≫ 「令和6年度介護保険制度改定・基準省令関係編」

※いずれも松江市のホームページに掲載していますので、必ず受講ください。

○第5回集団指導

≪内 容≫ 令和6年度介護保険報酬改定（介護報酬関係編）

≪実施時期≫ 令和6年3月中旬頃

○第6回集団指導

≪内 容≫ 全国介護保険担当課長会資料関係 等

≪実施時期≫ 令和6年3月下旬頃

【参考】

松江市・厚生労働省のスケジュール

- 松江市運営指導：令和6年1月18日終了（松江市）
- 基準省令公布：令和6年1月25日（厚生労働省）
- 介護報酬告示：令和6年3月中旬（厚生労働省）
- 全国介護保険担当課長会：令和6年3月下旬（厚生労働省）

◎全ての集団指導が終了しましたら、受講調査を行う予定としておりますので、その際にご協力をお願いいたします。

令和5年度介護保険事業者第4回集団指導

「動画とパワーポイントによる『令和5年度振り返り編』」・後半



令和6年3月
松江市介護保険課